４　欧州評議会閣僚委員会により3の規定に従って採択された改正は、受諾のため締約国に送付される。

５　3の規定に従って採択された改正は、全ての締約国が欧州評議会事務局長に対しその受諾を通告した後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十二条　紛争の解決

条約第四十五条の規定は、この議定書について適用する。

第二十三条　締約国間の協議及び実施の評価

１　条約第四十六条の規定は、この議定書について適用する。

２　締約国は、この議定書の効果的な活用及び実施について定期的に評価するものとし、二千二十年十月十六日に改正されたサイバー犯罪条約委員会の手続規則第二条の規定を準用する。締約国は、この議定書の効力発生の五年後に、この議定書について準用される同条の手続について最初に見直しを行うものとし、コンセンサス方式による決定により、当該手続を修正することができる。

３　第十四条の規定についての見直しは、条約の十の締約国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した後、開始する。

第二十四条　廃棄

１　いずれの締約国も、欧州評議会事務局長に宛てた通告により、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

２　廃棄は、欧州評議会事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

３　いずれかの締約国による条約の廃棄は、この議定書の廃棄を構成する。

４　廃棄の効力発生の日の前に移転された情報又は証拠は、引き続きこの議定書に従って取り扱われる。

第二十五条　通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された国に対し、次の事項を通報する。

ａ　署名

ｂ　批准書、受諾書又は承認書の寄託

ｃ　第十六条3及び4の規定によるこの議定書の効力発生の日

ｄ　第十九条の規定に従って行われた宣言若しくは同条の規定に従って付された留保又は第二十条の規定に従って行われた留保の撤回

ｅ　この議定書に関して行われたその他の行為、通告又は通報

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十二年五月十二日にストラスブールで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の各加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された全ての国に対し、その認証謄本を送付する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

法務大臣　齋藤　健

外務大臣　林　芳正

（右条約の英文）

Second Additional Protocol to the Convention on Cybercrime on enhanced co-operation and disclosure of electronic evidence